



設計・生産

輸送・流通

貯蔵

設置・据付

使用・修理

回収・廃棄

規定内容

他法令・規格との関係

## XX指令 (XXX Directive) (Regulation)

### XXX指令の概要

#### 目的

- 圧容器に関する基準を統一することにより、EU域内の商品・人・サービス・資本の円滑かつ安全な移動を確保すること

#### 構成及び主要関連規定

- 【第1条】 目的および定義  
第1条 2.7 「流体」(fluid)には「ガス」が含まれる
- 【第2条】 市場における監視
- 【第3条】 技術要件  
圧容器は「附属書1」に定める技術要件を満たさなければならない
- 【第9条】 圧容器の分類  
1 流体は2グループ(グループ1及び2)に分類される  
圧容器は、各分類ごとに定められる技術要件を満たさなければならない  
2.1 グループ1: 危険な流体である  
危険な流体は、極めて「extremely XXX」、容易に燃焼する「Easily flammable」として定義される。また、腐食性として定義される。注: 腐食性として定義される。注: 腐食性として定義される。  
2.2 グループ2: 危険な流体ではない以外の流体
- 【附属書1】 安全要件

SAMPLE

### XXXに関する規定

#### XXXの判定基準 (Standard)

#### XXXに関する詳細規定なし

「extremely XXX」、「highly XXX」、「XXX」として定義されるものを含む流体は、『危険物指令(67/458)第2条2項の定義によりカバーされる物質又は混合物である。』の規定(注: ガス)は適用されない。

参照

#### 危険物指令 (67/548/EEC)

- 2条2項によって、「危険性」物質及び混合物を定義。「explosive」、「oxidising」、「easily flammable」、「flammable」、「toxic」、「harmful」、「corrosive」、「irritant」な物質について規定

#### 整合規格 (harmonised standards)

- 整合規格により技術要件が定められる(第2条10-12)  
> 圧容器指令が定める整合規格: EN378-2:2008 (ほか)  
> 整合規格を受け制定された国家規格にある圧容器及び部品は技術要件(第3条)に準拠したものとみなす(第9条)
- 「PEDの規定と規格に不整合がある場合は、PEDが優先する」(注: 内閣府が定める基準)

#### XXXの判定基準 (Standard)

XXX XXX	判定基準
「extremely XXX」	極めて危険な物質又は混合物である
「highly XXX」	非常に危険な物質又は混合物である
「XXX XXXX」	危険な物質又は混合物である
「XXX」	危険な物質又は混合物である
「XXXX」	危険な物質又は混合物である

SAMPLE